

小笠原諸島振興開発審議会（第87回）

（岡野振興官） それでは本日は皆様お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。本日は審議会委員14名のうち10名、過半数の出席をいただいておりますので定足数を満たしております。ただいまより第87回小笠原審議会を開催したいと思います。本日は東京都知事代理として後ほど秋山副知事が御出席されますが、公務で遅れての到着でいらっしやいます。まず委員の紹介でございますが、今回、前任委員の任期切れ等がございますので新任の委員の方が4名いらっしやいますので、まず先に御紹介をいたします。首都大学東京におきまして人文地理、観光等の御専門の菊地委員でいらっしやいます。

（菊地委員） 菊地です。よろしくお願ひいたします。

（岡野振興官） それから環境分野、あるいは公共政策分野等での御専門の中森委員でいらっしやいます。

（中森委員） 中森でございます。よろしくお願ひいたします。

（岡野振興官） なお大阪大学で公共事業、交通インフラ等の分野を御専門の赤井委員でいらっしやいますが、本日は残念ながら御欠席でございます。それから都知事の舛添委員が今回新たに交代されて着任されてございます。委員の一覧の資料はお手元資料1にございますので、御参照いただければと思います。それでは議事に先立ちまして、野上国土交通副大臣より御挨拶をいただきたいと思ひます。

（野上国土交通副大臣） 皆さんこんにちは。御紹介いただきました副大臣を務めております野上でございます。小笠原諸島振興開発審議会の開催にあたりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思ひます。皆様方には今日は大変お忙しい中、このようにお集まりいただきまして誠にありがとうございます。また日頃から小笠原諸島の振興開発に対しまして格別の御尽力、御協力を賜っておりますことにも、重ねて感謝を申し上げたいというふうに思っております。

昭和43年6月に我が国に復帰した小笠原諸島につきましては、昨年45周年を迎えたわけでありまして、その間数次の特別措置法の下で社会資本ですとか、生活基盤の整備など、様々な策が実証されまして相応の成果を上げてきたところでありまして、また小笠原諸島は我が国の排他的経済水域の約3割を確保している地域でありまして、平成23年には世界自然遺産に登録されるなど、従来にも増して重要な役割を担っているわけでありまして、

しかしながら小笠原諸島は本土から遠く隔絶した外海に位置をしております、交通アクセスの整備を始め、保健、福祉、医療の充実などの課題が依然として存在をいたしております。このような状況を踏まえまして、当審議会でも御指摘をいただきましたとおり、

小笠原諸島の振興開発につきましては住民生活の安定、利便性の向上、それから産業の活性化による雇用の安定的な確保などに向けた取組を自然環境との調和共生を図りつつ進めるために、年明けに小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案の提出を行いました。今国会で3月28日に可決、成立をしたところであります。

今回の法改正におきましては、法を5年間延長するとともに、法律の目的に「定住の促進」を追加をいたしまして、地域の自主的な取組を支援するための産業振興促進計画認定制度を新たに創設などを行っているところであります。今回の基本方針では、法律の改正内容に沿って定住の促進を図るために新たな制度を十分に活用することを盛り込んでおりまして、本日はそうした内容につきましての御審議をお願い申し上げたいというふうに思っております。

小笠原諸島は世界自然遺産に登録されてから3年経過をしまして、観光客が5割を増加したり、若者が中心としてIターン者も少しずつ増えてきているところであります。こういった動きに的確に対応して、是非とも明るい未来につなげていきたいというふうに思っております。国土交通省としましても最大限支援をして参りたいというふうに思っておりますので、どうぞ委員の皆様方の御指導御鞭撻を賜りますように心からお願い申し上げます。冒頭にあたりましての御挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(岡野振興官) どうもありがとうございました。誠に申し訳ございませんが、副大臣におかれましてはその後公務がございますので退席となります。御理解のほどをよろしくお願いいたします。

(野上国土交通副大臣) よろしくどうぞお願いいたします。

(岡野振興官) それから取材の方は、これから議事を開始いたしますのでカメラ撮影についてはここまででお願いしたいと思います。それでは議事を進めたいと思っております。本日のこの後の議事は最初の一番上の紙の次第でございますように、一つ目が小笠原振興開発特別措置法の一部改正等につきまして。二つ目が小笠原諸島振興開発基本方針の案につきましての討論をいただきたいと思っております。

初めに資料の御確認でございます。配布資料一覧がございますが、こちらで御確認をいただきたいと思っております。資料1から順次あるかと思っております。それから別途オレンジ色の冊子がありまして、小笠原村で今般策定されました第4次総合計画が配布なされていると思っております。これについて森下村長のほうから御紹介一言いただきます。

(森下委員) 皆様のお手元に配布させていただいたこの冊子でございますが、第4次小笠原村総合計画でございます。本村は昭和43年日本に復帰をいたしまして、昭和54年村政が確立をされました。以来、第1次から、この4月から第4次でございます。村政確立以来基本的な理念は人と自然の共生する村ということでございまして、今般はその中でも特に東京から1000キロ離れた遠隔離島の中で、人と人との交流が大変密度の濃いものであると、また豊かな自然環境の中で暮らしていけるということで、「心豊かに暮らし続

けられる村」ということをスローガンに計画を策定しております。

表紙を見ていただくとわかりますように大変小さな子供たちも増えておりまして、元気な子供たちに絵を描いていただきまして、今般の冊子の表紙とさせていただいた次第でございます。大変簡単ではございますが、総合計画の説明とさせていただきます。

(岡野振興官) ありがとうございます。それでは議事を進めたいと思いますが、その前に、現時点では岡本会長が昨年退任されましたため会長が空席となっております。法律の第48条の規定によりまして、委員の皆様方の御選任により選任することとされております。どなたかから御推薦いただければと思っております。

(森下委員) よろしいでしょうか。今まで会長代理を務められていただきました海津委員が適任かと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(岡野振興官) それでは御異議もないようでございますので、海津委員におかれましては会長に御就任いただけましたら幸いです。

(海津会長) 承知いたしました。御推薦をいただきましたので受けさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

(岡野振興官) では互選の結果、海津委員を当審議会の会長として選任することとしたいと思います。それではお席の移動をお願いいたします。それではこれ以降は海津会長に議事進行をお願いしたいと思います。会長よろしく願いいたします。

(海津会長) では改めましてどうぞよろしく願いいたします。まず先ほど副大臣の御挨拶にもありましたように、3月28日にこの度特別措置法が一部改正されて、振興開発基本方針を新たに策定する必要が生じました。この基本方針を定めるにあたりまして、法律第5条第4項の規定に基づきましてあらかじめこの当審議会において審議をしなければならないとされているところですので、今回は作成されました基本方針の案について審議したいと思います。では議論に先立ちまして議題1にあります法律の一部改正などについて事務局より御説明をお願いいたします。

(岡野振興官) それでは議題1につきまして資料の御説明をいたします。順に資料をめくっていただければと思っております。最初にあるのが資料の2-1、それから資料2-2、これが去年の7月でございますが、この当審議会におきまして最終的に意見具申、この後の小笠原振興開発措置法をどうするのかということを議論いただきまして、そのときまとめていただいたものでございます。その中で小笠原には引き続き課題があり、これらに取り組んでいくために法律に基づく措置を引き続き行っていくというべきだということをお願いをいただいたところでございます。

これに基づきまして、その下にあります資料の3というものがございます。これが今回それに基づきまして法改正を行った内容の御説明でございます。資料の3というものが2枚の資料としてございますけれども、これが今回の法改正を行ったものの内容の1枚紙でまとめたものでございます。この内容を簡単に申し上げますと法律改正の概要でございます

が、全部で4本柱あります。

一つ目は期限の延長。これは5年間の延長をいたしております。それから2番につきましては、その中でも産業振興。島の中での雇用の創出というようなことの重要性から産業振興のための措置を盛り込んでおまして、黒い丸の二つ目の丸でございます、「市町村産業振興促進計画の創設」というものであります。これは小笠原村におきまして産業振興促進計画、これをどの分野をより伸ばしていこうというような計画を作っていただきますと各種法律の規制を緩和するというような、言わば特区のような制度を新たに設けておまして、通訳案内士制度。外国人に対する通訳ガイド。これは本来であれば国家試験が必要なんでございますけれども、それがなくても研修を経ればできるような制度です。そして旅行業法。これはツアーの販売や切符の販売。こういうようなことを、これも同様に研修を経た者であれば業務を行うことができるような措置を設けるものでございます。

それから3番目が定住の促進に係る支援措置。これは介護でありますとか、医療、あるいは防災、教育、こういったような面での定住環境を改善していくための配慮規定を追加したものでございます。それから4番目、これは国及び地方公共団体の責務規定の追加。これらを主な柱としまして、今回法律の改正を行ったところでございます。

実際に具体的な法律の条文がその次の資料以降、資料3-2にございます。更に3-2を一つめくっていただくと「参考」というものがあるかと思っておりますけれども、この「参考」という資料で上の段はこの法律の新しいもの、それから下の段は法律の古いもの、上下で見比べていただきまして、新旧の対比したものでございます。これ幾つか御紹介いたしますと、法律の新しいほうでは第1条の最後にこの法律の目的は従来のところは小笠原の自立的発展、及び生活の安定、福祉の向上ということが目的だったわけでございますけれども、それに加えまして小笠原における定住の促進ということを新たに目的として明記した点がまず一つ挙げられます。

それからそのページの、続きまして第2条。これは「基本理念」というものを新たに条を立てまして、小笠原の担っている役割、それによる小笠原の重要性、これを明記したという点が二つ目のポイントです。第2条のところでございますように、排他的経済水域の保全、あるいは海洋資源利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、あるいは食料の安定的な供給等々の、これらの役割は我が国にとっての利益、日本国民の利益に重要な役割を担っているというようなことを改めてこの第2条で明記をいたしております。続いてこのような重要な役割を担っている小笠原が十分に役割を発揮するためには、人が住み続けていくということが非常に重要であるというようなことから、今後振興開発を促進していくことが重要であるということを、法改正の中の全体の思想として入れ込んでいるものでございます。

続きまして、そのページの第5条に基本方針がございます。ここに法律第2条の基本理念に乗っ取りまして基本方針を定めるものとするということがございますので、本日のこの審議会の場での御審議をいただくことになっているわけであります。

4ページのところには第6条がございます。第6条振興開発計画。これは東京都におかれましては、この現在私どもの基本方針の策定作業がございますが、その後に基本方針に基づきまして東京都での振興開発計画策定作業が始まることとなります。この中で具体的なより詳細な振興開発に関することが定められていくということとなります。

それから6ページに第11条がございます。第11条を見ていただきますと、「産業振興促進計画の認定」についての条文でございます。これは先ほど冒頭の1枚紙のほうの資料で御説明ありました二つ目のポイントの産業振興促進計画、これについての各種細かな規定がございますのでページ数を割いてございますが、この小笠原村において産業振興促進計画を策定し、国交大臣に認定をもらいましたら、各種特例措置があるということを規定したものであります。

実際の各種特例措置の具体的なものが10ページにありますけれども、10ページのところの第17条に通訳案内士法の特例。これは国家試験を受けなくても研修等を経ることによりまして、この地域限定での通訳案内業が行えるということでもあります。更に13ページの18条で旅行業法の特例、これも同様の規定でございます。ここに旅行業法の特例がございます。それから16ページ以降でございますが、16ページ、17ページ、18ページと、交通の確保であるとか、生活環境の改善等の特例措置、配慮規定が盛り込んであるところでございます。これが今般の法改正の主だった内容が以上でございます。

それから資料続きます。続いて別の資料に参ります。資料3-3、3-4が各種細部を規定した政令がございまして、その下に資料4-1があると思います。資料の4が4-1と4-2がございまして。これはそれぞれ法改正、国会審議を経たときのそれぞれの国会における附帯決議でございます。

附帯決議はこの法律の実際の条文の中身に加えまして、下記のような点に留意しながら実際に運用していくということでございます。この配慮規定の中で実際にいただいている内容としましては、この各項目にございますように1番は交流人口の増大や物価格差の是正等のために人の往来、物資の流通に要する費用の低廉化をするということでございます。2番が新たに創設された産業振興促進計画認定制度、先ほど御紹介したものであります。これが主にソフト面での支援施策であるということであるので、積極的な活用が図られるようきめ細やかな配慮をするということ。3番が自然環境の保全に積極的に取り組むこと。それから一つ飛びまして5番でございますが、小笠原諸島において航空路の開設実現に向けたしるべき配慮をするということ。これが衆議院のほうからいただいた附帯決議です。

もう一つが次の紙でありますけど、資料の4-2。これは参議院のほうからいただきました。参議院のほうからは1番から5番までは衆議院と同様でございます。6番におきまして必要な防災、減災を推進するという。それから7番につきましては、これは実際の生活面での生活環境の改善に関することでございますけど、医療、介護、教育等につきまして全国均一のサービスを確保するための措置の実現ということでございます。これを附帯決議としていただいているところでございます。

それから法律の関連では以上でございますが、続きましては資料5で、これに伴い予算面での措置も併せて私ども振興開発のためにはしていくことが必要でございまして、今年度の26年度予算につきましての御紹介を簡単にいたしますと、この資料5のところがございますように26年度予算は11億1400万円でございます。これは前年度から比べますと13パーセント増ということでございまして、通常のシーリング等の中で予算が減額しかねないところからしましても、かなりの金額を確保できたというふうに考えてございますし、注書きで下に2行ほどございますが、25年度の補正予算と合わせますと対25年度比、前年度比で57パーセントの増ということでございまして、現在浄水場の高台移転等の経費を多くの補正で盛り込んだということでございまして、予算もかなりの措置をすることができたのかなというふうに思っております。法律の一部改正等の御説明は以上でございます。

(海津会長) ありがとうございます。具体的な法律改正に伴う方針が出てきたということでございますけれども、ただいま資料がたくさんになりましたが、法改正、そして予算の説明についてご説明をいただきました。何か御質問がありましたら忌憚なく御発言いただければと思います。御発言の際は、お手元マイクのトークのところのスイッチを押していただければと思います。

(渋井委員) はい。

(海津会長) 渋井委員よろしくお願いたします。

(渋井委員) はい。この小笠原の審議会の位置付けなんでございますが、旧法ですと国土交通大臣の諮問に応じて調査審議するという位置付けでしたが、今回の新法ではこの諮問という文言がなくなって、小笠原諸島の振興開発に関する重要事項を調査、審議するために審議会を置くというふうになっておりますが、言わば受け身の審議会から諮問がなくても調査審議をすることができるという能動的な役割に変えられたのかなというふうに思いますけれども、この辺の考え方をお聞かせ願いたいと。

それともう一つは、新たに審議会への報告ということで、国土交通大臣は毎年小笠原諸島の振興開発に関して講じた施策について審議会に報告するものとするということで、毎年という文言で加わっているわけですがけれども、従来は審議会の役割というのは特別措置法の更新のときですね。大体2年間ぐらいで五、六回集中的に審議をするというようなのが今までの審議会の在り方でしたが、これからは毎年1回は必ず審議会を開催しなくてはならないというふうにも読めるんですけれども、その辺はいかがでしょうか。よろしくお願いたします。

(海津会長) よろしくお願いたします。

(岡野振興官) はい。まず第1点目でございます。従来「諮問に基づき」という文言がございまして今回はそれがなくなったわけでございますので、必ずしも諮問を受けてということではなくて、言わば今渋井委員からいただいたような性格になったものでございます。それから私どものこの小笠原の関連でいうと、奄美振興審議会、あるいは一般離島の

審議会もございまして、これらにおける規定との整合、横並びを取ったということもござい
ます。それから毎年小笠原振興開発に関する御報告がこの法律に基づきまして今後は行
っていくこととなりますので、大体年度の切り替わり、あるいは大体今日のこういうよう
なぐらいのタイミングで毎年開催させていただきまして、その前年度に講じた施策等につ
いての御報告、御審議をいただくことになると思います。

(渋井委員) ありがとうございます。

(海津会長) ありがとうございます。今の御指摘は15ページの第3章のところ削除
されているというところに基づくものですね。ありがとうございます。ほかにあります
でしょうか。

(中森委員) はい。

(海津会長) 中森委員、よろしく願いいたします。

(中森委員) 今回いろいろ資料を見させていただいたんですけれども、この参考資料の
基本理念の第2条、これが大変国の責務という意味合いで前向きにこの小笠原諸島を捉え
ていただいているように思います。本当に個人的にはずっとそう思っていたものですか
ら有り難いと思っているんですが、これからの討議の中でこの国の利益、そしてまた国益の
ほかに国民の利益という観点からいろいろと御質問させていただいてよろしいというこ
とでございますよね。確認でございます。

(海津会長) 事務局いかがでしょうか。

(岡野振興官) はい、そのような御認識で結構でございます。

(中森委員) はい、ありがとうございます。

(海津会長) ほかにどなたかございますでしょうか。御質問だけでなく、御意見でも結
構です。では御質問特にないようですので、続きまして議題の2にあります小笠原諸島振
興開発基本方針(案)について御説明をよろしく願います。

(岡野振興官) はい。それではその次、続きまして先ほどの御説明いたしました資料5
の次にあります資料の6で御説明をいたします。資料の6-1というものが1枚あります。
その下に資料6-2というものがございますので、これを見ていただければと思います。
資料の6-2が今般作りました基本方針の案でございます。これの概要を先に御説明いた
します。

この基本方針は先ほどの御説明いたしました法律の中の第4条でございますように、こ
の法律の具体的な振興開発の、第5条でございます。振興開発の実行をするにあたりまし
て、国が考える小笠原振興開発の意義と方向を示すということとともに、東京都が振興開
発計画策定を行うにあたりましての指針となるべき基本的な事項を定めるものでございま
す。全体で4部構成になってございますが、まず一つ目が序文であります。

序文で書いておりますのは小笠原諸島に対する認識、それからこれまで講じられてきた
施策と評価、そして今なお存在する課題、こういったようなことを記載してございます。
そして今般この法律が改正されたということを受けて、今般基本方針を定めたということ

を書いてございます。

ローマ数字の2番目が小笠原諸島の振興開発、意義及び方向。この中で先ほども申しました法律の新たに設けました第2条に小笠原諸島の担っている役割がございましたが、それを更に細かく規定する形で記載をしております。役割は大きく分けて3つございまして、一つ目が地理的事実、及びそれに起因する役割でありまして、我が国の最南端最東端を含めまして幅広く構成されている島々。これによりまして排他的経済水域約3割を確保しているという地域であるということ。それから経済的な要衝になっているというところがございます。最近では西之島の火山活動によりまして、更に拡大の可能性があるということもございます。

二つ目が自然的な状況、それとその役割でございまして、これは野生動植物等が独自の進化を遂げていること。あるいは地質や地形を有することから、かけがえのない自然の宝庫になっているということ。これが二つ目の役割です。

3番目に歴史的、あるいは社会的な事実に起因する役割でございます。これは特に第2次世界大戦の状況を現在に伝えるような遺跡が存在しているようなことであります。それから太平洋の島々等との交流によってもたらされました様々な文化が存在しているということが挙げられると思います。

それから、3ページの振興開発の意義でございますが、これらのような重要な役割を果たしている地域でございますので、この地域で一般住民の方が暮らして実際に諸活動を営んでいることが重要でございます。しかしながら本土との間の交通アクセスの問題があるほか、医療、福祉等の生活環境面で大きな格差があること。あるいは雇用の場が十分にならないというようなことから課題がございます。そのため、この振興開発を行うことによりまして、定住の促進を図っていくということが重要でございます。ということ、私どもは言い続けております。

それで3番でございますが、振興開発施策の方向としましては3本柱を考えてございまして、一つ目は小笠原諸島におけます生活の利便性の向上。交通のアクセスの改善を図る必要がある。ほか、住民の高齢化の進展等を踏まえました保健・医療・福祉の充実、あるいは公共施設の老朽化、あるいは災害対策を踏まえた対策、これらが課題となっているということがまず一つ目であります。

二つ目、(2)番は産業の振興と、それによる雇用の拡大。これはその中でも観光、これは世界自然遺産登録以降観光客が増加しているということも踏まえまして、いっそう確立をしていくということの重要性。あるいは4ページに入りますが農業、漁業につきましても更なる小笠原ブランドの確立。こういったものを目指して、6次産業化等によりまして進めていくということを考えております。

それから3つ目はやはり非常に大きな資産であると思いますが、世界自然遺産登録もされました自然環境の保全、再生をしていくということでございます。

ローマ数字の3番は以上のような基本的な考え方に基つきまして、実際に進めていくた

めの基本的な事項。これは先ほどの法律の中の細かいところにも規定がございますが、法律の第5条のところでもそれぞれこの内容について基本方針を定めるという事項がございますので、その事項に沿って書きました17項目でございます。

1番から申しますと、1番が土地の利用についてでございます。土地の利用を進めるために地籍調査も進めていくということでございます。

2番は道路、港湾等の交通インフラ、あるいは通信インフラの整備。それから人の往来、物資の流通等の費用の低廉化。これに関する項目であります。5ページのほうに行きまして、まず1番上(1)であります。「交通の確保」。これは中段のところでございますように、まず船舶でございますが、船舶の経年劣化を踏まえまして現在代替船の整備を検討しているところでございますけれども、これに基づいて更新を図っていくということでございます。それから航空路の開設につきましてでございます。これにつきましては地元の意見、それから自然保護に十分な配慮をしつつ、世界的に貴重な自然環境への影響、あるいは費用対効果、それから運行採算性等の課題について調査検討を進めていくということでございます。それによりまして関係者間の円滑な合意形成を図っていくということでございます。これは去年いただきました意見具申の中でも同様の御指摘をいただいたところであります。(2)番「情報通信の確保」につきましては平成23年に光ケーブルができましたということを受けまして、今後は更なる情報発信、あるいは住民サービスの質的な向上が重要であると思っております。3番目は人の往来、及び物資の流通等についてのことでございます。引き続き物資輸送に関する船舶運賃や流通コストの軽減につきまして、必要な措置を講じるように努めていくということでございます。

3番が地域の特性に即した農林水産業、商工業の振興でございます。農業、及び水産業につきましては、先ほどの繰り返しでございますけれども、現在力を入れている分野を中心といたしまして更なる産業基盤の整備であるとか、新規就業者の確保等に務めて参る。これによりまして6次産業化、あるいは小笠原ブランドとしての定着、普及を図っていくということでございます。

4番目が雇用の拡充等によります就業の促進であります。これは農業技術指導等による能力開発のほか、船員に対する厚生施設を活用するなどによりまして、就業促進を図っていくということでございます。

それから5番以降ですね。5番、6番、7番、8番につきましてはこれは従来から同様の規定がございますけれども、保健、医療、福祉等のことを引き続き進めて参るということでございます。8番のところ新たな項目が新たな内容が含まれておりますが、8番の中段のところ妊婦が本土等において健康診査を受診し、出産に必要な医療のための機会を確保していくこと、あるいはこれについての支援、こういったことを追加しております。これは2年ほど前に一般離島のほうでも法改正がなされた際にこういう規定が盛り込まれて、実際これによりまして財政措置もなされているというようなことございますので、小笠原におきましても同様のことを想定しております。

9番は自然環境保全でございます。世界自然遺産に登録されたということを受けて、より一層自然の保全の必要性が高まっているということでございます。

次のページ行っていただきまして10番ですが、エネルギーに関する規定であります。これは新たに新設されたものですが、特に燃料等に依存することのない再生可能エネルギー、風力ですとか、太陽光、こういったようなことを促進していくことが自立分散型エネルギーシステムの中では重要であるということが規定されてございます。それからもう一つは石油製品の低廉な供給についてでございます。大体现状でもこの制度が進められているわけでございますけど、20円から30円程度の支援がでございます。

それから11番であります。11番は防災についてですけれども、現在行っている港湾施設の整備や浄水場の高台への移転、こういったようなことに加えまして、更には各種避難道路であるとか、あるいは避難、救援体制の充実等についての規定を盛り込んでおります。

12番は教育、文化についてのことでございますが、これは新たに追加した項目がございまして、3行目のところに高校生が通学、あるいは母島の人が現在父島に下宿というか、寮に入っているかと思いますが、そのための経費についての支援、こういったようなことを配慮していくということの内容として盛り込んでおります。これも一般離島等で盛り込まれている内容と同様のものがございます。

次の13番が観光に関する規定でございます。これも世界自然遺産の効果だと思えますが、観光入込客数の増大がございまして、内容的にも年齢層が若年層だけではなくて広がっているということであるとか、季節的なものも夏に集中していたものから、年を通じた安定的な来訪という傾向になっているようなことがあると思えますので、こういうような傾向を逃さずに、更なるほかの分野との連携であるとかというような多種多様な観光ニーズを掘り起こすというようなこと、あるいは受入れ環境を整備していくというようなことなどの総合的な取組を進めていきまして、観光地としての知名度や評価を上げていくということが、あるいはそれと共にリピーターの定着であるとか、更なる周囲の人への評判の向上、こういったようなことが図られればいいのかなと思っております。

それから14番であります。14番は交流の促進なんですけれども、観光、交流ということでございますが、観光のみならず、各種分野の研究等の分野で訪れる方々も広く交流人口だと考えておりまして、こういったところの拡大も重要であるかと思っております。この部分の最後の行にありますように子供たちが教育旅行であるとか、体験学習としても来訪するような場としても重要な機会であると思っております。

15番の人材育成、人材確保。あるいは16番の関係者間の連携及び協力についての規定は、これは前回と同様のことを盛り込みました。17番がこれは旧島民帰島の促進に関するところでございます。これは引き続きこれまでの施策を実施していくということだと思っております。それから最後にローマ数字4番で、この振興開発を行うにあたりましての成果目標の設定と、その定期的な評価も都が行うということをおこなっております。

基本方針の案につきましては以上でございます。

(海津会長) どうもありがとうございました。かなり新しい項目も加わっているというのですが、新旧対照は資料6-3を御覧いただくとよくわかるようになっていきます。ではこれからの時間は、今御説明いただきました基本方針案について皆様から御質問や御意見をいただきたいと思っております。工藤委員、よろしくお願いいたします。

(工藤委員) はい。今回恐らく非常に重要なことはやっぱりこう基本方針がすごくはっきりして、そういうふうにごく進展があったというふうに評価していいのではないかと考えています。それから今回多分もう一つ重要なのが特別措置で、実際特区のような考え方を持ち込んで実験的に、ほかではできないような実験が可能になるということですが、恐らくはこれから実験を可能にする枠はできたので、実際にそれをこうどうやっていくかっていうところが恐らく重要なんだろうというふうに考えています。そういう意味では、今回とても今までになかった新しい可能性が開けたという意味では高く評価できるのではないかなというふうに思います。

その上で特に特区的な特別措置のほうについて、ちょっとコメントが幾つかあります。一つは今回恐らくこれは世界遺産のことともあるのだと思いますが、通訳案内士法の特例というところがかなり詳しく書かれて、かつまたそれが非常に可能性を広げているところがあると思います。同じことが18条の旅行業法の特例かというふうに考えます。ただこれは結局特例を認めて可能性を広げると同時に、実際にそれが実施されるようになってからの監視とかコントロールとか、それから特に質の確保といったような意味では、今後の具体的な運用においてどれだけ実効的なものをできるかっていうのを充実していく必要があると思いますし、そういった意味では今後の実行過程の中で恐らくはこの審議会等でもみんな見続けていく必要があるのかなというふうに考えていますので、是非その辺の充実をよろしくお願いいたします。

それから、あとそういう意味では後ろのほうになると思うんですが、24条以降で先ほど御説明いただいたところだと思うんですけども、農林水産業とか、就業、生活環境ということで相当数多くの省庁が関わることになるかと思っております。これ具体的には実際一つ一つの事象が発生したときにそれぞれの所轄の官庁が出てくることになるのだと思いますが、今までは比較的小笠原の問題っていうとインフラの問題ということで、国土交通省を中心にやってこられたと思うんですけども、是非そういう意味では他省庁との連携を日常から持っていて、それを進めていくという意味では恐らく今後の非常に重要な課題の一つになると思いますので、その辺は楽しみにすると同時に私たちも是非その辺のこう充実に向けた基本方針にしていく必要があるのかなと思います。

以上が法律の改正点に基づいたちょっと意見なんですけれども、じゃあそれ基本方針どうするかという話になるわけですが、そういう意味では今回やっぱり序文とか、最初の前段階の意義というところが非常に充実したのはいいのではないかなと思っておりました。その中で2ページから3ページにかけて非常にこう充実した書きぶりになっているのと、特に3

ページで「振興開発の意義」というところがしっかり書かれているのはいいと思うんですが、そういう意味では生活の利便性の向上のところで、是非この災害対策。実際には避難道路の問題とか、具体的な問題が幾つかあるかと思しますので、その辺を具体的にこう進めていけるような方向の整備を今後していく必要があるのかなというふうに思っています。

それともう1点是非お願いしたいところとしましては、人が住まなければいけないというのは、これ前から私も非常に強調しているところで、その辺今回充実したのはとてもいいことだと思うのですが、やっぱり人が住むということについては旧島民の方がまず帰れる環境が整っているということと、今おられる方が長く住み続けられるということと、新しく行きたいというふうに思う人が受け入れてもらえる環境があるという、多分3つだと思います。

それを考えたときに、今回旧島民の問題については9ページの17で書かれているわけですが、実際問題非常に高齢化が進んでいますので、そういう意味では非常にこう優先的に是非強調して実施していただきたい点だと思いますし、それから逆に今島におられて高齢化している世代の方たちが安心して住み続けられるためにも、介護の問題であるとか、医療の充実っていうところを是非優先的に実施していただきたいというふうに考えております。新しい住民の方は増えていて、かつ先ほど村長の御説明にもありましたがお子さんも増えているというのは非常に素晴らしいことだと思いますので、その点はもうすでに充実しているかと思いますが、その2点については是非お願いしたいと思います。

それと最後もう1点だけです。長くなって申し訳ございません。7ページの再生可能エネルギーのところですけども、ここの所は若干実は事前説明のときにもお聞きしたところですが、具体的にじゃあどんな再生可能エネルギーがあるのかということについては、あまりここで書き込みがないので具体的には多分太陽光なんだと思いますけれども、もうちょっと何か充実したほうがいいのかというふうに考えております。

コスト面の問題も出てきていますので、ここのところは今ちょうど消費税の問題等でも価格っていうのは非常に全国的に注目される問題だと思いますので、是非しっかり書き込んでいただいて、どうしても離島というか、遠隔地の場合に値段が割高になるのは仕方がないことなので、それをどう補填していくかというのは重要な問題だと思いますので是非よろしく願いいたします。とりあえず以上です。すいません、長くなりまして。

(海津会長) ありがとうございます。工藤委員から5点ほど挙げられたと思いますが、法律については御評価いただいたということと、方針については運用について気を付けるようにというご意見ですね。最後の再生エネルギーのところについては、この文言上でもう少し書き込みを、ということであったかと思えます。事務局から何かございますでしょうか。

(岡野振興官) この具体的な内容をどのように書き込むかということは、これは今後実際東京都の振興開発計画等でも具体的な書き込みをしていくということになると思えますし、あるいは実際にそれが本当にどのエネルギーが適しているのかというの、これか

らの調査をするというようなことも入ってくるかと思しますので、その中で決めていくということが一つなのかなと考えてございます。なので、それからこれは全体のほかの地域である一般離島でありますとか、奄美振興での基本計画の方針の中でもこのような書き方になってございますので、具体的には実際何が適したエネルギーなのかっていうことは今後の具体的な検討の中から決まっていってというようなことなのかなというのはまずございます。

逆になります、それから人の定住ということにつきまして3種類あるという御示唆をいただいております、全くそのとおりだと思っております。ですので、2番目の今現在いらっしゃる人がずっと住み続けることが可能になるようなことが重要であるというのが、このまさしく私どもの考えております定住環境を改善していくってということだと思っておりますので、これは具体的にいうと保健であるとか、医療であるとか、福祉、こういったようなことの重要性を盛り込ませていただいているつもりなんでございますが、具体的にいうと基本方針の番号でいうと6番、7番、8番、こういったようなことなのかなと思っております。なので、この書き込む検討があるとするれば、この人の促進のところなのかなと思っておりますけれども、そういうふうなことでございますでしょうか。工藤委員のおっしゃっているのは。

(海津会長) よろしいでしょうか。ありがとうございました。

(花岡局長) ちょっとよろしいですか。

(海津会長) はい、どうぞ。

(花岡局長) すいません。横からちょっと補足説明をさせていただきます。今の一番最後に振興官が申し上げた点からすると、工藤委員から御指摘いただいて、旧島民の方の高齢化が進んでいるといったような危機意識がちょっと表現足りませんので、そういったような点はちょっと書き込んでもいいのかなというふうに思いました。2点目の今いる方にできるだけ長い続けていただくっていう点については、全く同じ考え方でございます。

私がいろんな席で申し上げているのは、Iターンというのは最近結構一般離島でも増えています。私がいつも言っているのは、私の講演ネタなんですけども、Iターンには二つの危機があると。Iターンした人がそこに居続けることについては二つの危機があるというふうになっています。一つ目の危機はお子さんが大学に行くときですね。特に東京の大学に行くとなると、それに見合う月給収入がないとやれないと。奨学金制度とか、そういうパターンもあるでしょうけども、お子さんが大学行くときに第1の危機です。第2の危機は、ある程度お年を召されて、医療とか介護が必要になったときに離島で十分なものが受けられるかという点があるかと思っております。今委員に御指摘いただいたのはこの2番目の点だというふうに思いますが、国会の審議等でもまさにそういう問題意識に基づいて大臣以下答弁させていただいておりますので、また都などともよく御相談して力を入れていきたいと思っております。

それからもう一つ蛇足的に説明させていただきますと、最後に電気の価格の話。電気

は今からいろんな相当大幅な規制改革が3次に渡って行われる予定となっております。その中で我々みたいな離島の仕事に関わっておりますと、電気料金どうなるかというのは極めて大きな関心事項でございますけれども、一応その辺資源エネルギー庁のほうでもお考えいただいているようでございまして、昨年春だったでしょうか、政府としてまとめた具申あるんですけれども、そこ、何らかの工夫をして、離島の電気料金がポンと上がらないようにすると。例えばすぐ思い付く事例でいいますと、例えば電気通信の世界ではNTTさんが全国的に線を持っていて、それをいろんな通信事業者に貸しているわけですが、そういう確か毎月の電話料金の請求書の明細をよく御覧いただくと、そういった田舎でも同じ料金で電気通信を提供するためにユニバーサルサービス分として確か1回線あたり3円だったでしょうか。上乘せされていると思います。

ですからこれは通信事業者としてのNTTとか、NTTドコモとかだけでなく、auとか、ソフトバンクとか、そういうところから全て1回線あたり何円っていうお金をいただいて、そういう山の中の電気通信サービスの維持のためっていう仕組みを法律の中でうまくしていますけれども、これ、ちょっと具体的な仕組みはどうなるかはまたこれからの話というふうに聞いておりますが、なにがしか、その発送電の分離、規制改革の中でそういう対応がする必要があるという問題意識は政府の中で共有しておりますので、その具体化について我々としても関心を持って見守っていきたいと思っております。以上です。

(海津会長) 花岡局長、ありがとうございます。では楓委員、よろしくお願ひします。

(楓委員) 工藤先生がお話された特例の件でお話しします。先生がおっしゃられた通訳士の質の確保というのは、非常に大きなポイントだと思います。この限定エリアの通訳士というのは、小笠原だけではなくて、これからインバウンドのお客が増えるにつれて、それぞれのエリアでそれぞれの限定の通訳の方が生まれてくるという状況でございます。単に小笠原にいて語学が達者だからということではなくて、小笠原の世界遺産の価値をきちっと伝えてくださる方を選んで頂きたいと思ひます。小笠原なればこそその特徴のある通訳ガイドの養成が必要になってくるかと思ひます。

二つ目は旅行業の特例の事例ですが、すでに観光庁が観光圏で同じ取組をされていますけれども、実際には旅行業登録をし商品を作っても集客には至っていない実態があります。この特例の旅行業で商品の開発をする場合、集客手法が課題となります。特例の旅行業と、大手旅行業との連携など、情報の共有が非常に大きなポイントになってくるのではないかと思ひます。

観光面等は以上です。もう一つ、この間ずっと気になっておりますのは土地利用の件でございます。4ページに土地利用に関する基本的な事項という記載がございますが、この委員会に関わらせていただいて以来ずっと土地の問題が非常に悩ましいということを行っています。もちろん観光のお客が増えることによって新しい施設も必要かもしれませんが、それ以外にも農業用地ですとか、もっと効率的な土地利用ができるような特例も必要との議論もあつたと記憶しています。それを踏まえてこの書きぶりだけで十分なのかと

いうのが気になっているところがございます。以上です。

(海津会長) ありがとうございます。中森委員は今のことに関連してでしょうか。

(中森委員) はい。

(海津会長) ではよろしく申し上げます。

(中森委員) 私もこの4ページの「土地の利用に関する基本的な事項」というところでは、いささかこれで有効な土地利用ができるのかどうかということ、ちょっと疑問でございます。地籍調査を都のほうで行っているということに関しては、これはいいことだと思っております。よろしければ進捗状況をお聞きしたいのと、その前にございます土地利用計画を策定いたしまして公示ただけで有効な活用はできるのかという問題が今一つあるわけがございます。やはりこれは戦前にちょっと戻って必要な収用法、その他を正面から考えていかないと、土地が狭いだけにこの農業のそういったことに対しては大変弱いのではないかと。また定住に関しての今の環境を整えるという意味でも、住む、そして生活をしていく、産業を育成していくという面では、土地の何かこういった有効な法律的なものも視野に入れていただかなければいけないのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。

(海津会長) ありがとうございます。

(渋井委員) はい。

(海津会長) では渋井委員よろしく申し上げます。

(渋井委員) 土地の利用に関してなんですけれども、実は楓委員のほうからこの会議でも議論があったはずだっという話でしたが、確かに第85回の審議会のとき論点整理の中で産業の振興ということで、農業振興をもっと図りたいが農地がないために若い人が参画できないことが現状で大きな悩みであるというような意見が出されまして、そこで論点整理として農地の流動化と基盤整備の充実による新規就農者の受入れや、経営規模の拡大を図る必要があるというふうな論点整理も行われているわけです。

農地の流動化ということが明確に言われているんですけれども、私もこの基本方針をいただいたときに、農地の流動化を入れてくださいという話をしたんですが、どうもその内容が入っていないようなので改めてお願いしたいと思うんですが、実は平成24年に国交省さんのほうで旧島民に対する意識調査っていうのをやられているんですよ。約800人対象に行われておまして、その結果の冊子については昨年私ども審議会の委員に配られたんですけれども、その中で自由意見欄っていうのが最後にありまして約90の方が自由意見を述べておまして、その中で七、八の方がもう高齢のために小笠原には帰れないと。ただ小笠原に土地があるので土地について都や国で買い上げてくれというような意見とか。あるいは売りたいのだけれどもどこに売ったらいいかわからないというふうな、あるいは私も高齢でこの後亡くなった場合に遺産相続人がどんどん増えて複雑になって困るので、早く処分をしたいというふうな意見もございまして、是非これは農地の流動化に関する方策を検討するというふうな文言を是非入れてもらいたいなど。

ましてや今回の法律の中で定住の促進ということがいわれているわけで、定住のために

は雇用の確保がもう必須条件ですから、小笠原で雇用の確保といいますと、農業、漁業、観光業しかないわけですから、漁業についてはインターネット等を通じて全国から若い人を集められるようなシステムが出来上がっているようではございますけれども、農業についてはとにかく土地がないというようなことが大きな問題で、確かに特別賃借権の問題等複雑な事情があることは十分承知しておりますけれども、是非農地の流動化を促進するような方策を検討するような方針を是非入れていただきたいなというふうに思いますのでよろしくお願い致します。以上です。

(海津会長) ありがとうございます。菊地委員からもよろしくお願い致します。

(菊地委員) 土地利用に関することですが、この小笠原っていうところは先ほどこの基本方針のところにもあったように、自然環境を守るっていうことと、それから産業、観光の振興ということと、それからもう一つは定住ということがあったと。そうするとその3つを共存させていくための土地利用計画というものがやっぱりしっかりとこの1のところに盛り込まれるべきなんですけれども、何となくこれだけだとほかのところと比べると余りこう踏み込んでいないということになっていると。

世界遺産の特に自然遺産になっているところのいろんな地域を見てみますと、この土地利用計画っていうのがうまくいなくていろいろ失敗している。要するに従来多くは観光、産業というところに重きを置いて、だんだん自然遺産の、あるいは自然環境の部分が損なわれてくるというような状況になってくる。そこでユネスコなんか最近提唱しているのがゾーニングの徹底っていうのが多分いわれていて、ゾーニングの徹底も従来は自然遺産、守るべき自然環境っていうところをゾーニングするだけではなくて、バッファゾーンっていうのを設けるようになってきました。つまりコアゾーンという守るべきゾーンと、それからそれに接している緩やかなバッファゾーンと。そして更に開発すべきところっていうふうになっていくと。そういうふうなゾーニングというものをある意味では徹底することによって、ある意味ではさっき言った3つの環境保全であるとか、観光、産業であるとか、定住っていう3つをこう共存させることができるんじゃないかということになってくる。

小笠原の一番こういう地域のこういう土地利用計画のお手本になるようなこととして一つは、オーストラリアのグレートバリアリーフなんかはこの3つが共存して、観光産業も発展しているし、自然環境も守られているし、そこは常春の地域ということで非常に定住も促進されているというようなことで、そういったところはなんで成功しているかっていうと徹底してゾーニングをして、守るべきところ、それから開発すべきところ、そしてバッファゾーンというのをやっていると。そういうふうなことで、小笠原というところもそういうふうなゾーニングをすることによっていい土地利用計画をして、多分これ小笠原っていろんな地域からお手本になる、これからみんな世界的に見ているところなので、そういうこともちょっと1番のところはこうどんどん盛り込んでもらえるといいかなと思います。

(工藤委員) 関連して。

(海津会長) ありがとうございました。工藤先生お願いします。

(工藤委員) すいません。再度失礼します。関連して土地利用については今の菊地先生がおっしゃった区間、ゾーニングが非常に大事だと思います。もう一つは1番にすでにもう書いてあるんですが、今地籍調査を進めているというのは書いてあるんですけども、実際には不在地主の方の土地によっていろいろ計画が進まないというふうなこともありますので、せっかく今回特別措置をいろいろと導入されているのであれば、この地域についても、恐らく土地の問題というのはなかなかいろいろな利害関係があってそう一気に進まないというのはわかるんですが、小笠原の特色を考えると、世界遺産でもあり、かつ非常に限られた土地であり農業や定住に必要なということからも、それからもう一つ今回多分重要なのは災害防止とか、防災の観点からも例えば重要であるということを見ると、もう少しこのところは私も盛り込んで、あともう一步踏み込んだほうがいいのではないかとこのように考えています。

そういう意味では5番辺りのところにも関係してくるんだと思うんですけども、もう一つ現地でお聞きした話としてやっぱり住宅が足りない。住宅を作るにもやはりなかなか土地の開発ができないということで、今菊地先生がおっしゃったゾーニングとも関係すると思うんですが、やっぱり観光だけでもないし保存だけでもないし、定住ができながら観光と保存を両方やっていくってことの一つのいい事例になると思うので、これが本格的な法律改正っていうと抵抗力もあるでしょうから、特別措置的な考え方もいいと思うんですけど、1番、あるいは5番のところを少し充実させていただくと共に、実際には特別措置の中で少しその辺踏み込んだ制度設計をしていただくといいのではないかと思います。

(海津会長) ありがとうございました。今、専ら1番のところと、そして5番にも及びましたけれども、基本方針で今回変えたところが多かったんで、それを具体的に開始するためにはまずここは避けて通れないので見直しをとということでした。ほかの点についていかがでしょうか。では事務局どうですか。

(岡野振興官) それでは、ただいま複数の方からいただきました土地の利用についてのごとでございます。これは5年前の基本方針の中でも地籍調査を進めるということが追加をされまして、それに基づきまして現在作業を進められているわけでございますけども、これはこの中で地籍調査は現在進めてきていまして進捗してきているということと、それから、その中でもそれに加えて農用地利用集積計画、これに基づきまして、この経営基盤強化法ですね。これに基づいたマッチングシステム。これを現在進めていてという状況でございます。農地情報整理台帳を作成しまして使いたい側のほうと、それから貸してもいいよという側のほうでマッチングというのが現在続けられているということで聞いております。

ですので、このような前回の5年前のときのこの審議会の場合からも御指摘ありましたよ

うに、例えば第3セクターというか、公共的な立場からのこの斡旋とか、調整のような仕組みが考えられないかみたいな御指摘を踏まえて、現在このような取組を進めていただいているところでもございますので、ちょっと少し記述ぶりは若干考えさせていただきまして、この地籍調査をすることによって更なる土地の有効利用が進められるようなことをといったような類いの踏み込んだ書き方にしたいと考えてございますけども、もし補足等ございましたら。

(海津会長) 森下委員よろしく申し上げます。

(森下委員) 大変いろんな御意見をいただいてごもっともだと思いますし、今振興官のほうから御説明いただいたこともあれなんですけど、村の立場としますと一つ委員の皆様にも御理解をしていただきたいことがございます。戦前戦後、特に土地の流動化というお話が出ましたが、昭和43年に返還になりまして、47年から自然公園法できちっと公園法に基づいたまずゾーニングがございまして。ここでは戦前利用していた土地が現在利用できないということも生じてございます。

また、よく私の父親の出の母島の北村のお話をさせていただくんですが、母島では二つの村がありまして北村。母島だけで昭和19年に強制疎開のとき1900人ぐらい住んでいたという中で、北村は420から450ぐらいの人が住んでいた。ここは今集落地域となっておりませんので、ここに土地を持っている方たちは土地を生かすことができません。例えば私のところでいいますと、半農半漁で暮らしておりました。漁業をやり農業もやっていたわけですが、この土地は実際に流動化をしたくてもそれができない。実際には利用できないような状況もございまして。ですから確かに土地の流動化というのは大変これから考えていかなきゃならないんですが、前に横たわっているそういうようなことをつぶさにやっぱり検証をしているいろんなことを検討していただくと。

そして近年出てきたところが、先ほどもお話出てきました防災でございまして。南海トラフ地震の津波ハザードが新しく出まして、現地に行かれた方は皆さん御理解していただけると思うんですが、平地のところにも多くの公共施設等々の建物がございまして。現在浄水場を高台に移転しまして工事をしていますが、そういうふうなところでますます利用できる土地が少なくなっているというような事実もございまして、今後検討の際にはその辺の事情というのを、よくよく私のほうも発信して参りますが、お汲みおきをいただいている検討ということで御理解をいただければと思うところです。

(海津会長) 森下委員ありがとうございました。いろんな情報を整理してここの部分は検討する必要があるという御意見でした。ほかに、ほかの箇所でも。青野委員よろしく申し上げます。

(青野委員) これ、質問も兼ねてなんですけれども、先ほど再エネの具体的なものはこれからということだったんですけれども、もうすでに何か予備調査的なものというのが行われていなかったかなという気もしたので、何かそういうものがあるのでしたら、そういうものを教えていただきたく、また何かそこから組み込めるものがあればというのが1点

です。

もう一つは交通手段はもうこれまで本当にずっと検討されてきて、かなり手詰まり感のあるもので、やっぱりあちらを立てればこちらが立たずという感じにどうしてもなってしまうと思うんですけれども、そうすると一つ考えられるのは本当に新しい何か技術開発みたいなものがないかなみたいな、やっぱり期待感があるんですけれども。そういう意味で、そういう技術の情報収集みたいなことも常に目を配っていくということが必要かなというふうに思うことがもう1点です。

それから皆さんのおっしゃっている定住の促進を図るという目的が明確になったのは私もいいことだなというふうに思うんですけれども、ただ先ほどから何回も出てますように産業が農業、漁業、観光業だけということになると、やっぱりそれに何かこう魅力のあるものにする。もちろんいろんな意味で、それぞれを充実させるというのはもちろんですけれども、それを合わせて何か魅力のあるものにしていくということが重要になるかと思うんですけれども、更には今新しい方々が入ってきて子供の数は増えているというのはこれまで何回も伺っていますけれども、できれば子供たちが大きくなって一旦は出て行くにしても帰ってきてほしいというとかいうこともあるんだろうと思うんですけれども、そういうことも含めて、例えば何かこうモデルケースというんですかね。

こういうふうにすると、今でもこういう人たちはこういうふうに戻ってきて快適で。快適かどうかはあれですけれども、こういうふうに充実した暮らしをしていかれるというように、そんなような、逆にそういうモデルみたいなのを情報発信っていうんでしょうかね。それはもちろん戻ってきてほしいというだけじゃなくて、外からまた新たに来てくれる方々がないかという意味では、そういう情報発信というのも更に進めていったほうがいいなというふうに思っているんで、それはちょっと感じたことです。

(海津会長) ありがとうございます。再生エネルギーについて予備調査などを始めているかという御質問ですが、いかがでしょうか。

(岡野振興官) 再生エネルギーの予備調査は一昨年行いまして、再生エネルギーが私どもの調査事業の中で一つの項目として考えたわけでございます。というのも、この独立分散型エネルギーシステムというのは特に離島の中では効果があるだろうということございまして、数日間火力発電の燃料が到着しないというようなこともある場合も想定して、このエネルギーが有効だろうということでございます。

他方でこの再生エネルギーも余りたくさん作り過ぎても、風が止んだり日が陰ったりすると電気が急に消えるというようなことになりましてもなかなか難しいので、導入の上限というのは一定の限界があります。ですので、小笠原の場合で考えましたのは、この特にモデルケースとして考えましたのは太陽光による発電をいたしまして、それを専ら電気自動車に充電、電気自動車がずっと受け側で待ってまして、それをずっと貯め込んで充電させてから走り出すっていう、そういうような使い方がどうかっていうフィジビリティスタディをやったのがございます。ですので、例えばそういうような引き続き情報及び採算

性の検討を行いつつ、実現に向けて続けていくという、実務ベースで続けていくということが有効なのかなと思ってございます。

風力も、風況ですね。風況調査っていうものが引き続き必要でありますし、場所もあまりなかなかないと思います。恐らくやるとしたら、洋上に建てるとか、そういうような検討を、今後の課題が幾つか待っているんだと思っております。

それからモデルケースの発信につきましては、この小笠原からの情報発信ということともあいまって、この離島での人口の流出の問題というのはほかのところでも共通の問題でございまして、現在日本のほかの一般離島の中でも離島同士の間でいいやり方があるということをはかの離島の人たちが見るといようなモデルケース発信のスキームを現在作り上げたところでございますので、これも小笠原もその中に組み入れてやるようなことを考えてみたいなと思っております。

(海津会長) ありがとうございます。そのモデル発信の仕組みというのは、もうできあがっているんでしょうか。

(岡野振興官) はい、もうホームページが作成されています。

(海津会長) と、ということです。国交省の中ですか。

(岡野振興官) 国交省。

(海津会長) のホームページの中ですね。

(花岡局長) 国交省と、あと全国の離島の協議会の団体のホームページの方に。

(海津会長) ありがとうございます。では中森委員、よろしくお願いいたします。

(中森委員) すいません。3ページの産業振興促進計画認定制度、これを新たに作っていただいて本当にたくましい制度だと思いますので、これを積極的に活用。ここに書かれておりますけれども、具体的なことがやはりほしいなと思っております。

実はこのEEZ、日本の3割をこの海域で占めるということですが、実はこの海域にもまぐろ、その他の食料がございまして。これから食料不足になるということも叫ばれている中で、日本の小笠原諸島の漁民の船はやっとこの30キロの領海内を走るのが精いっぱいということで、自分たちの食べるだけしか、本土にも食料を運べない。まぐろはだれが取っているかという、他県から、要するに外県から来ておまして、外国も台湾なども含みますけれども、やはり有効な食料、そしてまたEEZでございまして、しっかり守る意味でもこの漁民というか、漁業にこのこういったものを活用して、有償でいいと思うんですがまぐろなど何かを獲って瞬時に冷凍できる大型漁船の貸出し、その他できないかということでございます。そういったことができるのであれば例として書き込んでもらいたいなというふうに思っております。

(海津会長) ありがとうございます。ほかに何か御意見ありますでしょうか。菊地委員どうぞ。

(菊地委員) 先ほどの再生可能エネルギーについてですけども、多分現時点では風力、あるいは太陽光を考えているということですね。それだけじゃなくて、多分あらゆる可能

性っていうものをちょっと考慮して、もう大体再生可能っていうと太陽か風って皆さん思うんですけど、波っていうのもあるんですよ。多分離島などでは多分土地の狭いところで太陽光のパネルだと、土地が潰れてしまう。それから風力ですと非常に景観を壊すと。その場合波の波力発電というのはそんなに自然も景観を壊さないし費用もかからないけど、効力はまだわからない未知数なんですけども、そういったことを少し考えてみたらいかがでしょうか。

(海津会長) ありがとうございます。そういった御検討はされているのでしょうか。

(岡野振興官) 一昨年やりました調査の中ではこの対象にはなっておりませんでしたけれども、今後考えたいと思っております。可能性があるかどうかというところをよく考えます。

(海津会長) 菊地先生の御経験からは、かなり小笠原は可能性があるのではないかといいうことでしょうか。

(菊地委員) 多分フランスで波力発電とか、潮汐発電ってやっているんですけど、限られた地域のエネルギーを確保する意味では、そんなに大量には出ないけれども小笠原規模だったら大丈夫だと私は思っていますけど。採算が取れるかどうかはまたそれは別ですけど。

(海津会長) ありがとうございます。何かほかにございますでしょうか。工藤委員よろしくお祈いします。

(工藤委員) 先ほど今の議論の冒頭で青野委員がおっしゃったことで一つ私重要なことがあると思うんですが、教育の問題なんですけれども、やっぱり人材の確保で若い世代が一旦出たとしても戻ってくる。戻ってきて仕事に就けるような環境になるっていうことと、もう一つはやっぱり島を出た若い人が戻って来こうと思うという、そういう構造にしていくなことが非常に大事だと思っています。

今回そういう意味では7ページの12のところでは高校の問題をかなりきっちり書いていただいたのは非常に重要なことだと思うんですが、恐らくもうこれからの時代っていうのはほとんどのお子さんが大学に進学する時代ですので、大学、若しくは更に上の高等教育に行く時代なので、そういう意味では離島でも、手前味噌で恐縮ですがイタリアなどではサルデーニャ州は自分たちの地域の外に出て大学教育やマスター教育を受けて帰ってくるっていう、そういうこう行って戻ってくるUターンする学生に対して奨学金を特別に出したりとか、そういうのを振興していますし、逆にどうしても先生方が限られてしまうので外からそこに行って教える教員を誘致するというので、大学や高校、あるいは高等教育機関の先生方を積極的に誘致したりすることで、そこには人事交流を生むっていうことをやっています。

そういう意味ではイタリアに限らず、先ほど例に出たフランスなども離島に関してはかなり教育に力を入れているので、今回高校について書いていただいたのはいいんですが、更に高等教育を受けて戻ってこれるようなシステム作りというのをもうちょっと真剣に考

えて、できれば何かちょっとその片鱗ぐらいがあると非常に魅力的になると思いますし、先ほど御指摘のあった二つの危機ですか。1つは大学に子供が行くときという、その危機にならないもう一つのほうも考えていける仕組みになるのじゃないかなと思います。

もう1点。これも細かいことで恐縮なんですけど、先ほどもこれも青野委員おっしゃっていた今後の航空路のことです。恐らく今の技術をもってするとかなり限界があって、ホバークラフトみたいのをやるか、あるいはもうちょっと高性能な長距離を飛行できるいわゆるヘリコプター状のものが回転力があるか、どっちかなんだと思いますけど、実際小笠原の距離を考えるときついで、航空路が妥当なのかなと私自身は思っていますが、同時にやっぱり船のほうのもう少し充実をしっかりと考えていただきたいと思っています。

これは前から私申し上げていることですが、今非常に老朽化が進んでいるので大きい船をもう1隻新しくするのか、例えば小型船にして2隻にするのかとか。そういう問題もあると思いますし、あともう一つ今回もあんまり出てきてないんですけども、現在建造費について相当国費を投入されて、いわゆる補助という形にされていると思うんですが、これも海外事例などでは逆に離島の方が離島から出て本土に行く旅費についてを安く設定して、差額分というか、実際に生じる赤字分を国費なり、地域の政府が負担するということは結構各地で行われている制度なので、実際の住民から見たお得感からいうと、もしかするとそのほうが結果的には人の交流を生むっていうことも考えられると思いますので、その辺りはちょっと積極的に御検討いただきたいと思います。

それから最後にやっぱり先ほどの教育とか、人の交流、人材って本当に多分一番これからの課題だと思うんですが、そういう意味では小笠原は非常にほっといても多分世界中からいろいろな研究者の方が訪れる島にもうすでになっていますので、そういった方のネットワークをもう少し活用して是非もっと情報発信をしていただくといいんじゃないかなと思いますので、それはこのところには書ける場所が今ないので、それで先ほどはちょっと申し上げなかったんですけども関連する御意見が出ましたので、もしどこでそれを実現できるようなことがありましたら、基本方針そのものでなくても結構ですが是非御検討いただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

(海津会長) ありがとうございます。3点御指摘いただきました。まず人材確保の面、それから航空路の面、それから研究者のネットワークのところですか。それも12番の教育のところに入るのでしょうか。御指摘いただきましたことに関連して、事務局のほうで何かありますでしょうか。

(岡野振興官) 一つ目の戻ってきたくなるような、戻るような気持ちになるような施策ということでございますが、やはり戻るにあたりまして、これ島の出身者も、あるいは島外の方のIターンにしる、いずれもそうなんでございますけど、戻るためにはやはり先立つものが必要であって、それから更に生活していく上での周辺環境がうまく整っていないとだめだというようなことから、冒頭からお話ししているように、この島の中で、この産業、雇用の確立、雇用の中に、出身の子供がまた戻ってくれるというのが私はすごく期

待したいなというふうに思っているものの内容でございます。

それから、8ページのところを御覧いただきたいと思うんです。今回私どもが盛り込んだ要素がございまして、8ページの一番最後のところに人材確保の下から4行目、3行目のところ辺りに、外部との交流機会の増加等によって、島おこしにかかる熱意を持って島おこしにあたることができるような人、こういうような人の育成を図るといようなことを書いてございまして、これはこの島おこしにかかる熱意を持ってくれている人じゃないとこういうことはなかなかできないと思っております、そういうような人たちの中に実は出身の人たちは一番そういうことを熱意をもってくれるんじゃないのかなっていうのを思っております、これは別に外の人だけじゃなくて、元々内部で生まれた人たちがやはり自分の島をおこしていこうっていうことを熱意を持ってもらいたいなと。そういう人たちが戻ってもらえたらいいなという思いも込めたのがこの1点目でございます。

それから、私どもの今書いている内容が、言わば工藤先生のおっしゃっていただいたようなことが幾つかの形で入っているのではないかとこのように思っております。

それから船の老朽化を踏まえた代替船の建造につきましては、現在次の船をどうするかということを検討が進められているわけでございますけども、その中では船の運航形態をどうするのか。小型のもので2台でもって往復する形にしたほうがいいのか。あるいは1台が行ったり来たりするっていう形がいいのかっていうのも検討の選択肢の中にあつたんでございますけども、実際運行していくというのが運行事業者だということもございまして、運行事業者の中でも検討の中では現行の案では2台体制でなくて1台となっておりますので、全体の検討の中でそうなったということで東京都の中での検討はあったということは聞いてございます。

(苧谷審議官) よろしいですか、後。

(海津会長) はい。

(苧谷審議官) 先ほど教育の関係でございまして、実は小笠原は大学に行くときに出るということもあるんですけど、実は高校の段階で親が東京のほうにもう行ってしまふということも。もっと学力を付けたいということで行かれるということもあるんですけども、そういうことで実は隠岐の海士町っていうところございまして、ここはもう高校がなくなってしまうんじゃないかとも。1学年20人を切るということになりますと高校はできないということ。

島前高校って高校ありますけど、ここでは魅力をどんどん付けていこう、日本全国から呼べるような魅力のある学校を作ろうということで、もちろん寮を作って寮費の補助をするっていうのもありますけども、学力自体も付けていこうということで高校と並列して学習センターを、これは町で作らして、ここでやることは基礎学力をまずちゃんと付けるということで、それで難関大学でも行けるようになります。それからもう一つ、実は社会人基礎力っていうのを付けて、これは将来島で指導的な立場になって、大学行くなりして戻ってきてきちっと指導者になっていく。こういうことを作っていこうということで、高

校の段階でかなりやっている。本土の人を呼ぶってということもありますし、島にいる人たちが高校の段階でもう社会人として立派になるという意識を付けていくということもございます。こういうことを一つの例といたしまして、高校である程度環境をやっつけようということも今後考えていきたいなというふうに考えております。

(佐々木委員) いいですか。

(海津会長) はい。佐々木委員、よろしくお願いします。

(佐々木委員) 先ほど中森先生から漁業についていろいろ期待と大型船についてのお話あったんですけども、一応参考として現在は6日に1便のおがさわら丸で冷蔵庫のことでですね。父島、母島、漁協の冷蔵庫に氷で冷蔵して、それを東京の築地に送りまして、魚を種別して気仙沼から沖縄までゆうパックを利用したり、そういう形で何十種類もパックで送っているわけですよ。それで現状で東京都の補助もその中に入っていますので、現状で、これ参考資料なんですけども、大型船を入れて運搬するとか、また、それ特にそこまで量がないんですけども、そういうのはちょっと今はおがさわら丸の活用ということでそういうような現状で送っているっていう状況です。

今仙台が非常に何か景気がいいんで、まぐろについては仙台のほうに出荷したりと。ちょっと先ほども話したんですけども、メカジキについては気仙沼とか、それぞれ出荷する時点でもう区割りして送っているような状況で、大型船を持ってきてちょっと今のとこ港の限度もありますので、ちょっとまだ向こうのほうから発言がなかったもので補足説明をさせていただきました。以上です。

(海津会長) ありがとうございます。森下委員、よろしくお願いします。

(森下委員) 工藤委員のほうから御質問あった交通アクセスで特に船のほうの件なんですけど、先ほど岡野振興官からの説明がありましたが、もう少し具体的にちょっと説明をさせていただきますと、国と東京都と協議をいたしまして、今の東京、父島間は新おがさわら丸を平成28年度中に就航をさせるということで、今話が進んでおります。また父島、母島間につきましては、新しいははじま丸を同じく平成28年度中に就航をさせるということで進めているわけですが、今の新しい船というのはバリアフリーに対応するため、今よりもやや大きくなる。それから時間もやや短く短縮を考えているというようなところで、平成28年というのを目途に現在動き出しているところでございます。エアラインのほうについては、まだまだこれからということになりますが、これもいろいろ協議をさせていただいているところでございます。補足の説明でした。

(海津会長) ありがとうございます。ほかに御意見ございますでしょうか。和泉委員よろしくお願いします。

(和泉委員) すいません。全然話が違うのですが、先程の波の話は大賛成だと思います。それからあと大学なんですけど、専門的な大学を小笠原に作ったらいかかなと思うんです。それはグリーンランドなんかでも氷河の研究とか、気候変動の研究とかで世界中の学者さんが訪れているんです、大学へ。ですからそんなオーバーなものじゃなくて何か専門的な

学校を作って、逆に大学生の方に来ていただくっていうアイディアはいかがかなと思っただけです。

(海津会長) ありがとうございます。いいアイデアをありがとうございます。菊地委員どうぞ。

(菊地委員) 今和泉委員が言われたように大学はないですけども、今小笠原には首都大学東京の研究所はあるんですよ。その研究所には世界中から、あるいは日本国内からいろんな研究者が来て交流を行うんですけども、ただし東京都が一大学としてやっているものですから、非常に規模が小さい。やっぱり国が先ほど言った研究機関を作って、そして全世界から呼ぶ。あるいは国内から研究者を呼ぶ。そしてその国内から呼んだ研究者、あるいは外国から呼んだ研究者がいろいろそこで講演会をする。あるいは授業をする。そういうことによって小笠原のいろんなレベル、あるいはいろんな知的な水準というのが更にこう上がっていくんだろうと思う。

今、東京都は割に貢献していて、東京都は小笠原のビジターセンターっていうところがあって、そこを東京都が管轄しているんですけど、そこで月1回小笠原に関係するような研究の発表会みたいなものやって、そして住民向けにいろいろ小笠原に関係するようないろんな生物であるとか、あるいは小笠原の言語であるとか、民族であるとか、そういう話をしていてそういう勉強会をやっている。それを今度は今言われているように全国的に、あるいは全世界的にこう広げていくということが大事かと思います。

世界から例えばニューヨーク州立大学からでも小笠原で勉強したい、小笠原で実習をやりたいというような問い合わせが私ども大学にも来ていますから、世界から見てもいろんな教育機関から見ても注目されているということは間違いないと思います。

(海津会長) ありがとうございます。今のこと関連して何か。

(楓委員) はい。

(海津会長) 楓委員、よろしくをお願いします。

(楓委員) 今の先生のお話と関連付けてですけれども、観光の今後ということを考えて。小笠原を訪れてきれいな空、きれいな海、鯨が見られて南島の非常に特色のある風景を楽しみたいと考えている方もたくさんいらっしゃると思います。けれども、昨今は観光のお客様が成熟して、世界中からあえて小笠原を選ぶというようなお客様はやはりそこで何かを知りたい、要は知識、知見というか、知への憧れ、それをきちんと満たされたいという思いがある方がこれから増えてきます。そういう意味で今先生がおっしゃられたように、学問の集積の場に観光のお客様も少し参加できるような、そういう機会があるとより小笠原の価値が高まっていくのではないかなと思います。

(海津会長) ありがとうございます。ここまでの御提案に関連して何かありますでしょうか。確か韓国の済州島に、環境と観光についての研究の専門の大学が近年作られてかなり話題を呼んだことがあったかなと思います。似たような御提案かなと思います。工藤委員、よろしくをお願いします。

(工藤委員) 今観光の話で一つ思い出したんですけども、今回観光業とか、通訳案内士も緩和されるということなので、それとの関係でいいますと、例えばイタリアだと美術史を専攻している大学生とか、博士課程の学生さん。あるいは考古学を勉強しているとか。イタリアの世界遺産という、どちらかという考古学的な遺産が多いんですが。そういう研究者としての卵の学生という、単なるこう案内業者や、観光案内士の方よりももっと深い特殊な知識を持っているということで、そういう方が今インターネットなどを通じてそういった組織をネットワークを作っているんですが、言葉も皆さんお出来になるので、2人とか3人とか非常に少ないまさに知を求めて旅行する人への観光を提供していて、イタリアの各地で非常に話題になっています。人数が少ないのでそれほど大きなビジネスにはなっていませんけれども、世界中から予約をしてそういったビジットを個人的にする。そういう意味では今の菊地先生がおっしゃっていた、そういったのと非常に特殊な知識とか、研究者の方が増えているということと、その方が直接観光案内をするかどうかは別としましても、例えばそこでもうちょっと若い学生の方がそういったことに従事できるような仕組み作りができていけば、恐らく観光という意味でも少し単に見るだけでない別の意味での観光になると思いますし、かつそういった観光を通じて小笠原のことをもっと深く知ることもできるわけですし、同時に今度学生さんにしてみれば逆に自分のこの知見を別の形ですぐ社会貢献できるという意味で、そういうモデルは世の中にもありますので是非研究していただいて、小笠原にもちょっと形は違うと思いますが使える手法ではないかと思いましたのでちょっと補足させていただきます。

(海津会長) ありがとうございます。ほかに御意見ありますでしょうか。

(中森委員) 関連。

(海津会長) 関連でも関連でなくても結構です。

(中森委員) はい。

(海津会長) では中森委員お願いします。

(中森委員) すいません。安心、安全の面から少し御質問したいと思います。去年の夏でございました。小笠原に行かせていただきまして、海上保安庁のところに寄らせていただいたんですね。大変小さなボートのような保安庁の船で、あれでは小笠原の皆さんちょっと不安ではないかと思ったんですね。しかも1隻しかなかったんですね。船そのものが、ボートのような形でございます。これは、一つあそこの島そのものが入国検査も必要なくらい広いので、あそこからはどこの島からでも上がれるという印象を実は持ちまして、国土交通省とちょっと関連がないのかもしれませんが、これは省庁間で連携を取ってこの入国検査所何かの必要性があるのかないのかも調べていただきたいなというふうに思いました。

それとこの空路の安心、安全の面から、病人が出たとき自衛隊機が行くというふうにはなっておりますけれども、空路がないということで高齢者なんかもやはり島から出て東京に上京するというようなことにつながっていると思うんですね。今までの会合の中でこの

空路の話が出ておりますが、今回5ページの真ん中よりちょっと上のところがございますけれども、「費用対効果、運行採算性等の課題について調査・検討」という形になっております、やはりこの安心、安全面からのそういう社会的なリスク、それと先ほどの参考資料の中の第1章第2条に国益ということを書きと書いていただいております。また国民の利益ということも書いていただいておりますので、そういった観点から社会のリスクという面で御検討を入れていただけないかと思いますが、いかがでございましょうか。

(海津会長) ありがとうございます。では事務局お願いいたします。

(岡野振興官) 一つ順番でございまして、入国審査の制度は現在も外国からのお客さんが来ますので、その制度が小笠原総合事務所の中にもございますのでその制度はあります。ただそれが今後クルーズ客の来訪が増えるというようなこともあるとか、あるいは広いエリアだということがあるので、先生からの御指摘はこの拡充、更にそれを充実させることが必要だということだと受け止めさせていただきました。

それから航空関係でございまして。航空の今後検討でございまして、今のような国としての社会的なリスクであるとか、国益ということから総合的に考えるということが最終的にはそういう観点になるのかと思いますが、現在やはりこの飛行機が飛ぶということはやはり飛行機を飛ばすのが公的なものではなくて運行会社が飛ばすというようなことがあるものですから、こういうような3点の検討内容。あるいは、3点だけになどということを考えているわけでございますけれども、やはりコスト的な問題というのは実際に運行させていく上では出てくるというのが現状ではあると思っております。なので、今後これは東京都の航空路協議会の中での検討を見ていくということになるのかと思いますけれども、引き続きよくいろんな要素を盛り込みながら先生とよく御相談させていただきたいと思っております。

(中森委員) 是非社会的リスクという部分を少しでも結構ですと入れていただかないと、2500人では採算は永久に取れないと思っております。どうでしょうか。

(岡野振興官) 住民の方が2500人規模の島、ほかの離島でも航空路線が飛んでいる路線もあるわけでございますので、ですね。

(中森委員) 観光地でね。

(岡野振興官) 観光等ですね。そういうところの需要を喚起していくとか、いろんなことを組み合わせて進んでいくということなのかと思っております。

(花岡局長) ちょっとよろしいですか。

(海津会長) はい。

(花岡局長) 今の話もう少し具体的に御説明しますと、とりあえず検討課題という意味では、このここに書いてある3つの検討課題はまさに実際に東京都さんなり検討されている課題を書かせていただいているわけですね。実際にはそういう検討の中で航空事業会社と入っていただいて検討する段階になりますと、例えばもし行政のほうでここを少し補填してくれれば飛ばせるとか、そういったような実際のやり取りになってくるわけですので、

とりあえずアジェンダセッティングとしてはこういう項目なんですけども、それ実際の話の中で一番極端な形は搭乗率保障というものまでありますが、個人的には余りいいとは思いませんけれども、そういうのも含めてです。

それからあるいは、これ工藤先生がおっしゃった中にありましたけども、例えば奄美大島のほうでは、今回新しく作った交付金を使って運賃の補助をやります。運賃の補助の別な形態として、行政がお金を負担することによって新たに航空路線を飛ばす、LCCの航空路線を飛ばすといったようなことも含めてやっておりますので、そこはアジェンダセッティングをして関係者がいろいろ相談を始めればいろんなパターン、いろんな交渉事、やり取りが出てくるということです。まずは交渉を始めるということが最優先でございますので、とりあえず今回は去年の意見具申を参考にこういうふうに書かせていただいておりますけども、もちろん我々もそのほかの例も知っておりますし、一生懸命していきたいと思えます。

それとさっき振興官が答弁漏れした件を私が補足しますと、中森先生が海保の船が非常に小さい船だとおっしゃいました。実は去年の秋に大臣と一緒に私も小笠原に行かせていただいたんですけども、そのときも夜の会合の席で全く同じ話が出まして大臣と一緒に翌朝見に行きました。確かに小さい船です。サザンクロスという、南十字星という船ですけども。東京に帰ってきて海上保安庁に聞いてみましたら、実際には当然あの船だけで小笠原を守っているわけではなくて、横浜海上保安本部、横浜に第3管区海上保安本部っていうのがありまして、そこには非常に大きな2000トン、3000トンという船までありまして、そういう船はいろいろパトロールしているわけでございますので、必要があればその船が南下しているということとか。組み合わせて実際には運用していると。

逆にあれぐらいの船じゃないと、小笠原のいろんな島に上陸するということに、大きい船はいきなり接岸できませんので、という意味でそういう横浜の大きい船と現地にいる小さい船の組合せでそこは全体として運用しているという説明でございましたので、ちょっと補足をさせていただきます。

(杉原小笠原総合事務所長) 小笠原総合事務所長の杉原でございます。今の海保の件ですが、今局長のほうから話がありましたように、3管の船が、おがさわら丸がいないときなんですけども、大体年間に4回、3か月に1回ぐらいの割合で着岸してます。いろんな巡視船が来るんですけども、そういう船が拿捕して入ってくるという事案もあります。

一番最初の入国管理の関係なんですけども、小笠原総合事務所の中で検疫、イミグレそれからカスタム、これがおりまして、カスタムだけが一人出張員として3か月交代で今来ているんですけども、イミグレと、それから検疫、これは2名体制で専門が1名、専門外が1。専門外っていう言い方は適切でないかもしれないですけども、一応二人体制でやっております。法律上は税関だけが不開港で、入国管理法、それから検疫法は開港になっております。世界遺産登録後ヨットが主なんですけども、年間数十隻入ってきますし、それから今はありませんが、飛鳥があったときには飛鳥が小笠原から出国するというようなこともござい

まして、2名で出国の手続をしておりました。入港のときに直接外国からの訪問、日本人だけならいいんですけども、外国のお客さんが来られるということは今までは直接的にはそんなにはなく、飛鳥が帰ってくる時も外国の方が帰ってくるってということがほとんどない状況でした。応援を呼んだというのは過去に1回あるというふうに聞いております。1回だけですね。それ以外はない。今のところは何事も起こっていないと。

それからそれだけでなく、先ほどから地籍の調査が出ておりましたけれども、国有林課という課を所管してまして、林野庁のほうの職員が国有林野の、林野庁の部分につきまして地籍の調査をいまだに継続して行っているというような状況でございます。

それから沖縄、奄美と同じで、小笠原からも持ち出し禁止の植物がございまして、その部分についての植物検疫を行うという業務もやっております。母島のほうも母島の農協のほうに、お願いをしてそういう業務はやっていただいている。また指導にうちの職員が月1回は行っているというような状況でございます。以上でございます。

(海津会長) 補足ありがとうございました。ほかに御意見ありますでしょうか。

(渋井委員) はい。

(海津会長) 渋井委員、お願いします。

(渋井委員) 一つ要望なんですけれども、先ほど教育の話が出ましたが、今回法律の36条に新たに「教育の充実等についての配慮」という新しい条文が設置されたわけですが、この中で後期中等教育のことを大分言われておりまして、これ、要するに小笠原の高校のことなんですけれども、実はこの条文について東京都の教育委員会のほうにこういう条文が作られているけども知っているかと確認をしたら、よく知らないんですよ。文科省のほうからちらっと話があったというだけで、具体的な話がされてないようなんですよ。

かなり細かい配慮規定がありますので、これ具体的にやるのは東京都の教育委員会がやらなくちゃいけないわけで、文科省と東京都教育委員会の話合いがよくできていないと、これから振興計画を作る東京都のほうが非常に困るわけで、これ以外に環境省との関わりとか、厚労省との関わりとか、新しい条文の中で出てきておりますので、直接こちらの事務局が話をするわけじゃないでしょうから、関係する各省庁に話をして具体的な話を関係自治体のほうとよく詰めるように話をさせていただきたいというのが一つの要望です。

それから一つ具体的な話なんですけど、6ページですね。「医療の確保等に関する基本的な事項」の中で、3行目で「必要な医師の確保等の対策は重要な課題である」というふうに書かれておりますが、この中で私が一つ要望したいのは看護師の確保を是非入れていただきたいということです。法律の32条の中には「医療の充実についての配慮」の中で、医師、歯科医師、看護師というふうに3つ並べて載っているんですよ、法律の中では。ところが基本方針の中では看護師が抜けておりますので、今都内のどこの病院にでも看護師確保が大変な大きな問題になっています。

ましてや1000キロ離れている小笠原においては、これ以上に看護師の確保が重要な

問題で、医師の確保についてはもうシステムができあがっていますから、これシステムを続けていただければ問題ないんですが、看護師の確保については特に何もシステム等決まっておられません。ですからこの3行目の中に医師、看護師の確保等の対策が重大な課題であるということで、看護師を是非入れていただきたいというのを要望いたします。以上です。

(岡野振興官) よろしいですか。

(海津会長) はい。

(岡野振興官) 今のいただきました一つ目の関係省との間との連携は密にさせていただきたいと思っております。教育のところもこれ現在あれですね。昼食費、食事代だけじゃなくて、寮費も現在は生徒が負担しているようでございますので、こういうようなところの経費について文科省からの補助金が実際には計上されるということになると思います。具体的にはそれぞれを村の中で条例を作るとかというようなプロセスが今後は出て参りますので、文科省から始まって実際に実施ところまで内容はよく連携したいというふうに思います。

それから2番目の医師、看護師につきましても、医師は自治医大の卒業生からの手当てがあるとしても、看護師はなかなか難しいと思っておりますので、ちょっとこれも内容には盛り込ませていただきたいと思います。

(海津会長) ありがとうございます。ではそろそろよろしいでしょうか。残りの時間も限られております。大分予定時間に近付いて参りましたのでこれでそろそろまとめに入りたいと思います。非常に活発な御議論と御意見をいただきましてありがとうございます。まずもって基本的には、配布されました基本方針案の方針で、この方向性で特に大きな異議はなかったと思います。ただ修文するべきところはたくさん出て参ったと思います。この部分につきましては、本来であればもう一度この場で審議をさせていただく議論だとは思いますが、スケジュールもあり、皆さん御多忙ですので会長の私と事務局に一任させていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(海津会長) ありがとうございます。御意見ないようですので、これから先の修文については私どもに御一任させていただきたいと思います。皆様には後ほど御報告させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございました。では本基本方針は審議会の審議を経たものということで決定させていただきたいと思います。

続きまして地元より森下委員、そして佐々木委員より発言のお申し出がございます。また秋山副知事が舛添知事よりお言葉を預かっていただいているということですので、順に御発言いただきたいと思っております。では森下委員、どうぞよろしくお願ひします。

(森下委員) 発言の機会をいただきまして誠にありがとうございます。日頃より委員の皆様方を始め、国土交通省、並びに東京都の皆様におかれましては、小笠原諸島の振興開発につきまして格段の御支援御協力を賜り、心より感謝を申し上げます。また皆様方の御

尽力により小笠原諸島振興開発特別措置法の改正、延長につきまして、国会での全会一致による可決成立をいただき、改めて村民を代表し御礼を申し上げます。

本日の審議会では小笠原諸島の振興開発基本方針が審議されましたが、私ども小笠原村はこの基本方針と本日皆様からいただきました御意見を踏まえ、これから東京都と共に振興開発計画を策定することとなります。また先般小笠原村では今年度から15年間の計画期間とする第4次小笠原村総合計画を策定したところでございますが、小笠原村の将来像を心豊かに暮らし続けられる島と設定し、今後の村作りを進めていくことといたしました。

今般の特別措置法の改正においては定住の促進が新たな目的に加えられましたが、人が移り住み心豊かに、そしてずっと暮らし続けられるために、まだまだ解決をしていかなければいけない根幹の課題がございます。一つは交通アクセスでございます。村民生活の安心安全のためにはどうしても航空路によるアクセスの時間の短縮が必要不可欠でございます。また多くのお客様を快適に運ぶ航路の改善も必要でございます。

二つ目には自然環境の保全と再生です。小笠原村の産業の中核はエコツーリズムを基軸とした観光となっております。観光の最大の資源は小笠原諸島の豊かな自然環境であり、その保全と再生は欠かすことができません。3つ目には災害対策です。小笠原諸島においても南海トラフ地震による津波被害が想定されております。村民生活の多くの機能が海岸沿いの平たん地に集中している本村では、文字どおり村民の生命と財産を守るための対策が急務となっております。

これら今後の村づくりにおける根幹の課題のほか、小笠原諸島を取り巻く環境も変化してきております。その代表が国の海洋政策でございます。国土交通省による沖ノ島、南鳥島の港湾施設の整備を始め、両島を活用したクルーズ船による観光利用の検討。また平成27年度から南鳥島現地において居住しながら海洋技術開発の実証実験を行う事業者の募集を開始するなど、小笠原諸島管内の島を対象にした国の施策が具体的に動き始めており、小笠原村も今後国の施策や国益に対し寄与できることを具体的に考えていかなければなりません。

小笠原村としましては、今後も時代の環境の変化の中でこれらの課題解決に向け地元の創意工夫や、村民の積極的な参加の下、地元が主体となった村づくりを進め小笠原諸島の振興開発に取り組んで参る所存でございます。委員の皆様を始め、関係各位の皆様におかれましては今後とも変わらぬ御支援と御指導を賜りますよう改めてお願いをいたしまして、私の発言とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

(海津会長) どうもありがとうございました。続きまして佐々木委員どうぞ。

(佐々木委員) 今村長からこの法延長の御礼を述べましたけども、私からも前回の5カ年計画のときにやはり附帯事項としてこの小笠原空港の開設実現に向け慎重な配慮をするようにということで、前回の振興計画の中にも同じような文言で今回も出たわけですよ。それでやはり今述べられたように、今日ちょっと具合悪いから内地に行きたいと自分の意思で行けないわけですよ。よっぽど具合が悪くて病院の先生がこれなら飛行機を呼んで行

けますってというような状況じゃないと。ですから母島、父島から東京へ自分の意思で行けるように、この5カ年の間に何か目出しをしてほしいと。前回の振興審議会の5カ年目の延長のときにも同じような意見を述べたんですけども、それがちっとも変わってないわけですよ。

だからそれを是非この次の5カ年のときには、小笠原が返還になって50周年を迎えるわけですよ。ちょうどそのときで2分の1世紀経つわけですよ。東京都にありながら、この中にも、世界的に見ても隔絶した外界離島という文言が含まれているわけですよ。これはやはり航空路がないからこういう文言が含まれていると思うんですよ。だから是非これを何とか委員の皆様、東京都の力をお借りして、次回の返還50周年には場所の設定ぐらい。またこれからいろいろな先ほど長く述べましたけども、機種は開発されますよ。上にまっすぐ上がる機種とかですね。そういうものを含めまして、自分の意思で東京へ、内地へ行けるというような状況を是非作っていただきたい。

3分間ということなんですけども、もう1点ですね。防災ですけども、これは前回巡視船「いず」が母島に来島されまして、船長がおりましていろいろお話したんですよ。そうすると東港の活用ということで、先ほど南海トラフの問題も出てますけども、防災岸壁ということで母島の東港に是非防災岸壁という形でもって何か再整備していただけないかと。それで保安庁の「いず」のほうにも東港を訓練基地として活用したいというような船長のお話もありましたし、それから父島、母島も含めましても、西に港が向いているわけですよ。そうすると津波は必ず西から来ますよね。父島も西、母島も西。そうすると母島の場合は、母島のことばかりいうわけじゃないですけども、東港に9割方完成した東港の岸壁あります。途中で止まっているんですけども。東京都は完了したとっていますけども、実際止まっているわけですよ。それを今後防災岸壁として是非安心、安全の面から国のほうとも、これ特に国のほうなんですけども、力を入れて是非実現のほうへ向けて一つよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。ありがとうございました。

(海津会長) ありがとうございます。では続きまして秋山副知事お願いいたします。

(秋山副知事) はい。東京都副知事の秋山でございます。公務の都合で私自身が途中出席になりましたことをお詫び申し上げます。お時間をいただきまして、東京都知事に代わりまして一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方、国土交通省を始め関係省庁の皆様方におかれましては、小笠原諸島振興開発特別措置法の改正、延長につきまして、多大なる御尽力を賜りましたこと、誠にありがとうございました。昨年当審議会では3回に渡り熱心な御審議を賜り、小笠原諸島の振興開発のために様々な観点から意見具申をまとめていただいたと承知しております。おかげさまをもちまして特別措置法の改正、延長については国会審議において全会一致で可決、成立をし、本年4月から施行されております。

この度の法改正におきましては新たに定住の促進を図ることが目的に加わったということでございます。小笠原諸島に住民が安定的に住み続けることで、我が国の領域確保や保

全などに寄与するという事。近年この役割の重要性が増してると認識をしております。都といたしましても法律の趣旨を踏まえ小笠原村の意見も十分に反映することに努めながら、計画の策定に取り組んで参る所存でございます。今後とも委員の皆様方並びに国土交通省を始め、関係省庁の皆様方に一層の御指導と御協力をお願い申し上げまして、私からの御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(海津会長) ありがとうございます。では最後に議題の3「その他」について事務局から連絡事項があるということですので、説明をお願いいたします。

(岡野振興官) それでは今後のスケジュールでございます。この後、本日この基本方針について御議論いただきまして、この後は海津会長との御相談させていただきまして、その後これを関係省庁、政府内の中で協議をいたしまして最終的には決定。大体今月内ぐらいを考えてございます。それが基本方針が策定した後、次は先ほど副知事のお話ありましたように東京都さんのほうでの振興開発計画作りの作業に入ります。小笠原村さんとよくディスカッションしていただいた上で、これを今後とりまとめていただくというようなことになって参ります。それでこの今後5年間の小笠原振興開発どのように進めていくかということの全体像ができあがると、こういうことになって参ります。以上です。

(海津会長) ありがとうございます。ほかに何かございますでしょうか。ないようでしたら以上で本日の議事を終わりたいと思います。事務局に進行を戻します。ありがとうございました。

(岡野振興官) それでは皆様本日の基本方針につきましての御議論をありがとうございました。最後に当省国土政策局の花岡局長から締めくくりの挨拶をさせていただきます。

(花岡局長) 時間が押している中で恐縮ですので一言だけ御礼の御挨拶をさせていただきますと思います。通常こういうときに、本日は非常に御熱心な御議論をいただきましてありがとうございましたというふうに申し上げるのが通例でございますけれども、あえて言わせていただくと、今日、私個人的にはすごく知的刺激を受け続けた審議会だったというふうに思っております。特に大学と研究機関との連携の話とか、海外の例も含めまして、ちょっと我々不勉強なところをいろいろ教えていただきましてありがとうございました。御趣旨をできるだけ基本方針に反映させていただきつつ、今後いろいろ勉強させていただきたいと思っております。

それにしても私も去年の秋に初めて、10月ですか。小笠原村に行かせていただきました。感想は二つです。一つはやっぱり本当に遠いということに尽きます。実は本当はこういうことを言う資格ないのかもしれませんが。実はそのとき大臣と一緒に来たものですから、自衛隊の飛行艇で2時間半で行かせていただきました。島民の方からは2時間半で来た奴の言うことは信用ならんと。26時間かけてきた人のことが信用なるんだということで、私は信用がなくて、岡野振興官が信用があるという話を。それはちょっと冗談ですけども、本当に交通アクセスの問題は大事だというふうに思っています。

ちょっと言葉が不適切かもしれませんが技術開発というお話の中では、例えばオスプ

レイのようにと言うと実は問題かもしれませんが、垂直に離陸する方式のブイトール機の技術開発も行われています。またちょっと今現在ヨーロッパで開発中の飛行機は9人乗りということでちょっと小さ過ぎるんで、そのまま入れるっていうことにはならないのかなと思いますけれども、そういったものも含めて。でも中心はやっぱり村長さんの案を中心に、今後検討していきたいというふうに思っています。

それからもう一つは、それは45周年の式典の前のごときでございまして、その前に住民の方のパレードみたいなものを拝見させていただいたんですが、その感想は一つ申し上げると今どきの日本の地方でこんなにお子さんがたくさんいるところがあるのかというのが感想でございます。本当に遠いということと、本当にお子さんが多いというのは私の感想でございまして、これは小笠原のまさに魅力の一つということでございます。先ほど途中でも申し上げましたけども、そういった方々が小笠原でしかるべき年齢まできちんと暮らせるように、一旦東京に出ても戻ってこれるよという環境を整えるということが大きな課題だというふうに思っております。

私はそういった島の仕事だけじゃなくて、日本の国土計画を書くっていう仕事も担当していますけれども、そういった意味では小笠原で現在、東京都、あるいは小笠原村さんで共同して進めておられる施策というのは、これからの日本の地方の在り方のモデルケースにもなり得るんだと、そういうふうに考えております。そういった意味で私ども本当によく勉強させていただいて、1年後にもう少し勉強の成果を御披露できるように頑張っていきたいと思っています。今後ともよろしく御指導お願いします。本日は本当にありがとうございました。

(岡野振興官) それでは、以上をもちまして本日の審議会を終了したいと思います。皆様方におかれましては、ご多用中のところ長い時間御協力をいただきましてどうもありがとうございました。